

## 2026 年度事業計画

### 1 基本方針

産業廃棄物処理業は、社会経済システムを支える重要なインフラであり地域と共生しながら持続的な発展を図ることで、「循環型社会」及び「脱炭素社会」の実現に大きく寄与するものである。

昨年、再資源化事業等高度化法が本格施行され、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は一層加速し、処分中心の構造から、再資源化・再生利用を軸とした高度な資源循環システムへの転換が求められている。

加えて、昨今の GX（グリーントランスフォーメーション）や DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展により、事業者には環境負荷低減と業務効率化を同時に実現する取り組みが期待されている。

全国的に激甚化する自然災害に伴う災害廃棄物処理や、鳥インフルエンザ等の防疫対応など、緊急時における産業廃棄物処理業への社会的期待は年々高まっている。

しかしながら、行き場のない廃棄物の「最後の受け皿」として、適正処理を確実に実施するという根本的使命は今後も揺らぐことはない。

協会としては、これらの社会的要請と業界課題に的確に応えるため、引き続き適正処理の推進や公益性の高い事業を展開するとともに、会員事業所の安定した事業運営を支援する取り組みを強化する。また、GX・DX・人材育成・情報発信を重点テーマとして、研修事業や調査研究を積極的に進め、「SDGs」「循環経済」「脱炭素」など新たな社会潮流に対応できる事業者づくりに貢献していく。

さらに、昨年度施行された公益法人改革の趣旨に則り、ガバナンスや透明性の向上に努めていく。

### 2 活動重点事業

#### (1) 適正処理推進事業

産業廃棄物処理業界は、排出事業者からの信頼と期待に応えるべく、処理委託を受けた産業廃棄物を適正に処理することを業務としており、同時に、この適正処理を通じて基本方針にあるように「SDGs」、「循環経済」や「脱炭素」など新しい社会に貢献するという大きな役割を担っている。今後も社会の重要産業として更なる信頼を排出事業者及び府民等から得ていくためには、これまで以上に法令順守の下、安心・安全で適正な処理が求められることとなる。

そのため、当協会としては、以下の事業について適正処理推進委員会を中心に総務委員会、教育研修委員会、安全衛生委員会、広報委員会で協議し、産業廃棄物処理業務の適正な運用に資する事業を積極的に推進するとともに、その事業内容については、理事会（二ヶ月に1回開催）、ホームページ等で報告、周知することとする。

- ・ 廃棄物の不適正処理防止パトロール事業
- ・ 産業廃棄物管理票の普及促進事業
- ・ 産業廃棄物処理現場における安全衛生事業
- ・ 災害廃棄物処理支援事業
- ・ 環境関連功労者（優良事業者）等表彰事業
- ・ 適正処理推進広報事業

## (2) 指導教育事業

近年、産業廃棄物処理業界は、廃棄物処理法等環境関係法令の正しい理解と履行に加えて、循環経済など新たな社会動向への取り組みも求められてきており、これらの要請に的確に対応するためには、新たに施行・改正された法律等への対応や高度かつ複雑化する産業廃棄物の資源化、適正処理に関する知識、技能を備えた人材の確保が重要となる。

そのため以下の事業について、教育研修委員会を中心に、安全衛生委員会、広報委員会等で協議し、特に研修については、会員、非会員を問わず産業廃棄物処理関係事業者に広く募集を行い、会場開催だけでなく内容によってはオンラインやオンデマンドでも実施する。

また、その事業内容については、理事会やホームページ等でも報告、周知することとする。

また、産業廃棄物処理業を行う上で必須となる許可取得のための公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という）が主催する講習会等の実施支援を行う。

- ・ 産業廃棄物の適正処理方法、法令等解釈に必要な調査研究事業
- ・ 産業廃棄物排出事業者等に対する相談指導事業
- ・ 産業廃棄物処理業界を担う人材を育成するための教育研修事業
- ・ 廃棄物処理法等環境関連法令を修得するための教育研修事業
- ・ 産業廃棄物処理業の許可申請等に係る講習会等の協力実施事業

### (3) 相互扶助事業

当協会会員が一致団結して健全な産業廃棄物処理業務を推進するとともに、協会のガバナンスと透明性をより向上させることにより産業廃棄物排出事業者及び府民等からの信頼と期待に応えられるよう、以下の取り組みを進めるとともに、新規会員の加入促進等、協会の組織拡大事業等を積極的に推進する。

また、その実施状況については、理事会、ホームページ等で報告、周知することとする。

- ・当協会が開設するホームページを通じた会員事業所に関する情報提供
- ・産業廃棄物排出事業者等への会員事業所の紹介
- ・外部理事の登用等、公益認定法の一部改正に沿った経理、体制の整備

## 3 活動重点事業の具体的実施内容

次の具体的事業を実施する。

### (1) 適正処理推進事業

#### ア 廃棄物の不適正処理防止パトロール

産業廃棄物処理に専門的知識、技能を有する専門家で構成する適正処理推進委員会を設置し、行政と連携を図りながら

- ・京都府内全域に亘る不適正処理防止パトロールの実施  
(年1回、6地域)
- ・京都府から「京都府適正処理巡回啓発委託業務」を受託、実施  
(年6回、1地域(定点パトロール))
- ・発見した不法投棄及び野焼き行為等の不適正処理事案の警告中止指導
- ・不適正処理現場の写真撮影等不適正処理実態の記録化と行政への通報

など、廃棄物の不適正処理事案の早期発見・改善に努める。

また、適正処理推進委員会を適宜開催して不適正事案の京都府、京都市への報告及び各行政の対応結果等について情報の共有化を図るとともに、次回のパトロール事業に活かすなど、自然環境の保全及び資源循環型社会の確立を図る。

## イ 産業廃棄物管理票の普及促進

排出事業者責任に基づく適正な処理を確保し、産業廃棄物不法投棄等の不適正処理を防止するための産業廃棄物管理票の必要性や適正な活用方法について、協会ホームページや広報資料を活用した啓発に努める他、頒布時等や直接パトロール現場での指導助言を行う。

また、社会の電子化の流れや手続きの簡素化等に対応していくためにもJWセンターが運営する電子マニフェストへの導入を促進するため、研修を実施する。

## ウ 安全衛生事業の推進

当業界における労働災害は、特に全産業に比べ度数率、強度率ともに高い水準にあり、より一層労働安全衛生への関心を高め、取り組んでいく必要があることから、以下の事業について安全衛生委員会で協議し、取り組むことより安全衛生水準の向上を図ることとする。

- ・(公社)全国産業資源循環連合会(以下「全産連」という)の労働災害防止計画に沿い、中央労働災害防止協会の支援制度も活用しながら、現場での安全パトロールを実施するなど安全衛生管理体制の構築の普及促進
- ・労働安全衛生標語コンクールの実施、入賞作品による啓発の実施
- ・安全衛生研修会の実施

## エ 災害廃棄物等処理への協力支援

地震、台風、鳥インフルエンザ等の大規模災害発生に伴う被災地域等への迅速かつ適切な処理・復旧活動を実施するため、以下の活動について常任理事や鳥インフルエンザ防疫処理検討チーム等で協議し、取り組む。

- ・当協会と協定を締結している京都府、京都市との具体的な連携内容についての平常時からの協議
- ・行政が実施する防災訓練への参加及び現場活用資機材の府民向け展示
- ・行政機関と連携した災害廃棄物処理体制の構築(広域災害を含む)及び訓練の実施
- ・行政機関と連携し、鳥インフルエンザ等家畜伝染病発生時における防疫処理体制の構築及び訓練の実施

オ 環境関連功労者（優良事業者）等表彰事業

環境省、京都府、全産連、各主催する環境関連功労者、優良事業者、優良従事者等に候補者を推薦するとともに、当協会においても独自に表彰制度を設け、産業廃棄物処理業の発展や公益活動に貢献された事業者、従事者を総会で表彰し、業界のイメージや従事者のモチベーションの向上等を図る。

カ 適正処理推進の広報啓発

産業廃棄物の適正処理を推進するため、以下の事業について委員会等で協議し、取り組みを進めるとともに円滑な処理が行えるよう許可別の事業者名簿等を当協会のホームページに掲載する。

- ・関係法令の改正内容等の情報の迅速な収集・提供
- ・関係機関と連携した効果的な広報啓発

(2) 指導教育事業

ア 調査研究及び普及啓発

以下の項目について情報収集等を行い会員に情報を提供する。

- ・廃棄物処理関係法令の改正内容や所管省庁が発出する通達等
- ・脱炭素化社会、SDGs や循環経済等の新たな社会構築への取組状況の調査
- ・廃棄物の新たな処理事例等

また、行政等と連携した以下の活動により、環境保全及び資源循環型社会の構築に向けた啓発を推進する。

- ・事業所等へのリーフレットの作成による啓発
- ・環境展等での当協会の取り組みの紹介
- ・一般社団法人京都府産業廃棄物 3 R 支援センター（以下 「3 R 支援センター」という）連携した会員事業者の 3 R の取り組みの P R

イ 相談指導の推進

排出事業者及び府民等の以下の相談等に対して説明、助言を行うほか、相談者のニーズに沿った当協会会員の処理可能業者を紹介するとともに会員許可等の情報を詳細に協会ホームページ等にも掲載する。

- ・産業廃棄物の処理方法や処分先、再生利用の方法等
- ・環境関係法令の解説、助言
- ・産業廃棄物処理業の許可申請等の手続き及び講習会・試験

また、3R支援センターと連携して「京都府産業廃棄物3R情報提供事業」を実施し、産業廃棄物処理業者のリサイクル情報を把握することにより、排出事業者の3Rの取り組みを着実に支援する。

## ウ 教育研修

環境、経済、社会が統合的に向上した持続可能な環境共生型社会や循環経済等の新たな社会構築に向けて、産業廃棄物処理業界の担い手を養成するための人材育成や環境リスクの低減等に資する研修など、受講者のニーズに応える教育研修を計画し、産業廃棄物処理業者をはじめ排出事業者、環境関係団体等を対象に広く受講を呼びかけ、実施する。

### ① 実務者研修会

産業廃棄物処理業に関して経験の浅い社員やある程度実務経験を積んだ社員のほか排出事業者、一般市民などを対象者として、廃棄物処理法の基礎・応用を体系的に学ぶとともに、マニフェストや契約書の書き方等実務担当者が必要とされる研修を実施する。

### ② 経営支援情報セミナー

産業廃棄物処理業界を取り巻く社会の動きやそれに伴う新たな制度の創設など、今後の経営を考える上で有用となるテーマを研修として実施する。

### ③ 産業廃棄物処理業の許可申請等に係る講習会・試験の開催支援

産業廃棄物処理業の許可申請等に係る申請予定者等を対象に実施されるJWセンターが主催する講習会・試験について、当協会として以下の協力支援を行う。

- ・受講者等からの許可更新等に係る手続きや講習会・試験に関する問い合わせ対応
- ・講習会、試験開催に係る日程調整、会場設定などの実施計画
- ・講習会、試験会場の開催前当日の設営、運営補助等

<参考> 京都府内における会場試験の実施予定は、以下のとおり

|                    | 対面式 | 会場試験 |
|--------------------|-----|------|
| (ア) 新規収集運搬課程       | 1回  | 2回   |
| (イ) 新規・更新処分課程      |     | 1回   |
| (ウ) 更新収集運搬課程       | 1回  | 6回   |
| (エ) 新規・特管（収運、処分）課程 |     | 1回   |
| (オ) 特別管理産業廃棄物管理責任者 | 1回  | 2回   |

### (3) 相互扶助事業

#### ア 組織の拡大強化

公益法人である当協会の活動を持続可能なものとする運営基盤の強化を図るため以下の取り組みを実施する。

- ・行政の協力も得ながら産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物排出事業者並びに環境関係団体への勧奨活動の推進による正会員、賛助会員の新規加入の促進
- ・協会の活動状況をはじめ廃棄物処理法、労働安全衛生情報等会員にとって有意義な情報を掲載した会報等の作成配布、会員事業所における業務運営の支援及び協会活動のPR

#### イ 情報の公開

当協会の活動状況を広く一般に広報するとともに、排出事業者からの優良な産業廃棄物処理業者を求めるニーズや適正処理に関する知識や事業活動における環境への取組状況等の照会に応えるため、ホームページの検索機能等も活用し会員事業所の情報に効率かつ的確にアクセス出来るように努める。

#### ウ 自律的ガバナンスの充実、透明性の向上

公益認定法が一部改正され、公益法人の更なる信頼性の確保に向け自律的ガバナンスの充実、透明性の向上のため外部理事、監事の選任や区分経理等が義務付けられることから、当協会としても今回の改正に応じた体制整備の検討を行い、総会や理事会の承認を得て実施を図る。